

「いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日
泊江市立和泉小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的に振り返り改善を加えていくようにする。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要項目とし、日々の充実した学習の中で、児童の心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にす。

(2) いじめを生まない、許さない学校づくり

○心を育む取組

- ・児童への指導の時間と場の設定
- ・学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり
絆づくり
- ・異学年、異世代との交流の推進
- ・信頼できる集団づくり

○教員の指導力向上

- ・日常的な「分かる授業」の実践
- ・教員による自身の指導の振り返り
- ・児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- ・人権を尊重する教育の推進
- ・道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- ・議論する道徳授業の展開(心の耕し)
- ・社会体験や体験活動の推進と充実
- ・校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- ・相互の授業の公開と参観等、多くの目で様々な学級を見る機会の創造
- ・WEB-QUを分析し生かす力

【具体的な取組】①

- ・一人一人の活躍の場の設定
(学級経営の充実)
- ・付けたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定
- ・授業や行事の中で全ての児童が活躍できる場面の設定。
- ・要支援、大きな変化があった児童への言葉かけ

(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的な取組

- ・自尊感情と自己有用感
- ・規律を守った学校生活
- ・美しいものを美しいと言える素直な心とみずみずしい感性
- ・他者との違いを正しく認識できる力
- ・他者のよいところを理解し、認め合える力
- ・他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・未知なるものに進んでチャレンジする力
- ・失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- ・試行錯誤をくり返すことができる力
- ・他者とのコミュニケーションを図る力
- ・規範意識、正しいことが分かる善悪の判断力
- ・ストレスに適切に対処できる力
- ・助けを求める力

【具体的な取組】②

- ・いじめ防止の啓発資料(リーフレット、ポスター等)の作成、活用
- ・児童の成果への即時かつ具体的評価(コメントや言葉がけ等)
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成(特別支援学級との連携)
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成
- ・WEB-QUの分析と結果報告(保護者)

(4) いじめ対応(上記の指導に加え特に必要と考えられる取組)

※いじめを許さない体制の確立と児童への周知

① ネットいじめへの対応

- ・ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込みの削除措置と市教育委員会との連携(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等の発見時)
- ・児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるケースは直ちに調布警察署に通報
- ・教育委員会の報告と近隣の緑野小学校、狛江第三中学校への連絡
- ・情報セキュリティポリシーに係る学習会を児童と保護者に実施(情報モラル教育の推進)
- ・親子で学ぶ情報モラル、セーフティ教室の充実
- ・SNSルールを徹底
- ・集中指導での注意喚起(長期休業前や必要に応じて)

② 発達障がいを含む障がいがある児童がかかわるいじめへの対応

- ・学校生活支援シートや個別指導計画を活用した教職員間での情報共有
- ・巡回指導教員による通級の意味を伝える授業の実施
- ・発達心理士等、専門家の意見を交えた適切な指導及び支援

③ 海外から帰国した児童、外国人の児童、外国につながる児童にかかわるいじめ対応

- ・通訳の配置
- ・国際理解に関する授業の実施(ゲストティーチャーとしての活躍の場の提供)
- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進

④ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかわるいじめ防止

- ・教職員の正しい理解の促進
- ・必要な場所の提供
- ・傷付ける言葉を聞き逃さない指導力の向上

⑤ 東日本大震災により被災した児童、避難児童にかかわるいじめ防止

- ・SCによる心のケア、必要事項の聞き取りを行う迅速な対応
- ・地震による被害状況や被災者の苦労等の理解
- ・定期的な保護者面談の機会の設定
- ・苦労を共有し助け合う気持ちの醸成

(5) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、以下の関係者からなる「いじめ防止委員会」の設置。生活指導部のいじめ防止対策委員会設置

狛江市立和泉小学校「いじめ防止委員会」(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内職員:校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター
各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

○校外関係者:市の専門教育相談員、民生・児童委員、指導主事、スクールソーシャルワーカー

【具体的な取組】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の策定 | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正 | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営 |
| <input type="checkbox"/> いじめに係る情報収集 | <input type="checkbox"/> いじめ発生に係る全職員への情報提供 |
| <input type="checkbox"/> いじめであるか否かの判断 | <input type="checkbox"/> 市いじめ問題対策委員会との連携・協力 |
| <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議に向けた報告の準備 | <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議への引き継ぎ |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組を行う。

(6) 児童の主体的な取組

- ・児童会を中心とした縦割り班活動の充実
- ・道徳の時間や特別活動を活用した、いじめ防止活動の計画と実施
- ・児童会が企画、運営するあいさつ運動への参加
- ・「社会を明るくする運動」集会への参加

(7) 家庭や地域との連携

- ・ホームページを活用したいじめ防止基本方針の周知
- ・適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いの実施
- ・学校運営連絡協議会、第三育成委員会、KoKoAの会等外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告の励行

3 早期発見の在り方と取組～起こる前の手だてを最優先に～

(1) 早期発見に向けた取組

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・基本防止策と対応に係る考え方、具体的対応策の理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめと悩みに係るアンケート調査
 - ・年2回のいじめ発見調査アンケート(6月・11月)とその対応
 - ※アンケート内容は児童実態に応じて設定
 - ※発見事由は後日、聞き取りの対応を実施
- WEB-QUアンケート調査
 - ・年2回のWEB-QUアンケート(6月・10月)とその対応
- 教職員のいじめ評価と改善(7月・12月)学校評価時に実施
- 振り返りカード等の活用
 - ・授業中の様子や振り返りカードを活用した児童の思いと願いの把握
 - ・一日の始まりと終わりの会の充実
- 児童の日常における見取りと情報交換
 - ・日々の授業の充実
 - ・自己有用感と自尊感情の醸成
- 生活指導連絡会の実施
 - ・児童に関する気になる事項の報告及び情報共有(毎週木曜日、打ち合わせ時)

【学校におけるいじめのサインの例】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ | <input type="checkbox"/> 急な体調不良 |
| <input type="checkbox"/> 学用品、教科書、体育着等の紛失 | <input type="checkbox"/> 学用品の破損、落書き |
| <input type="checkbox"/> 保健室への来室の増加 | <input type="checkbox"/> 日頃交流のない児童との行動 |
| <input type="checkbox"/> 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | <input type="checkbox"/> 多数児童からの執拗な質問や反駁 |
| <input type="checkbox"/> 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ | <input type="checkbox"/> 業間や休み時間の単独行動 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | <input type="checkbox"/> 突然のあだ名 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童からの忌避・逃避 | <input type="checkbox"/> 特定児童の持ち物からの逃避等 |
| <input type="checkbox"/> 命令口調による指示 | <input type="checkbox"/> 遅刻や早退の増加 |
| <input type="checkbox"/> 授業への遅参 | |

(2) 早期発見に係る組織

- 教職員間の情報交換
 - ・こまめな日常的な情報交換
 - ・特に学年間の情報交換を重視
 - ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
 - ・保健室や教育相談員からの情報提供とその共有
 - ・児童からの情報の活用
- 教育相談体制
 - ・スクールカウンセラーによる全員面接
 - ・心配される児童への定期的な相談の実施
 - ・教育相談員による相談体制の確立と副校長、担当への報告、連絡、相談の徹底
- 特別支援教育コーディネーター
 - ・児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

○生活指導部の取組

- ・対象児童への具体的な対応等についての相談、連携
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた学習環境の充実

○保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・副校長、生活指導主任を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- ・全教職員への報告と周知

(3) 家庭や地域との連携

○家庭との連携

- ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる児童の活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知 (PTA総会や諸会合、学校だより等)

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 登校しぶり | <input type="checkbox"/> 転校の希望 | |
| <input type="checkbox"/> 外出の回避 | <input type="checkbox"/> 感情の起伏の顕著化 | |
| <input type="checkbox"/> 教師や児童への批判増加 | <input type="checkbox"/> 隠し事の発覚 | <input type="checkbox"/> 家庭でのお金の紛失 |
| <input type="checkbox"/> 荒くなる金遣い | <input type="checkbox"/> 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | |
| <input type="checkbox"/> 衣服の不必要な汚れ | <input type="checkbox"/> 体への傷やいたずらの痕跡 | |
| <input type="checkbox"/> 保護者来校の拒絶 | <input type="checkbox"/> 過度なネットへの対応他 | |

○地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨等を通した児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持たされている
- 一人だけ離れて登下校している
- 故意に遅れて登校している
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている等

4 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時対応&組織的対応～

【独自の判断は禁物!素早く対応】

- ×「様子を見よう」「悪ふざけだろ」「単なるけんかだろう」…の考えは捨てる
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ
- 「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして判断する
- 「いじめの芽を小さいうちに摘む」ことを重視する

(1) 素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任・学年主任等→副校長→校長のルートで情報や状況の報告
- ・副校長から狛江市教育委員会への速やかな第一報報告
- ・詳細をもとにした教育委員会との解決に向けた連携
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、副校長へ提出
- ・副校長により、第1次緊急対応会議を召集し報告書の内容を周知
- ・生活指導主任会の月例報告会でいじめ内容の周知

<報告書の内容>

- 日時
- 場所
- 被害児童
- 加害児童
- 内容・状況
- 情報受信者

② 第1次緊急対応会議(聞き取る前に行う)

【第1次緊急対応会議】当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

- ・校長・副校長・生活指導主任・担任・学年主任
- ・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

(2) 資料

- ・いじめ発見報告書 被害・加害児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

① 事実確認のための必要事項【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用

- ・いじめの状況(日時・場所・人数・様態等)
- ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

② 事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施→【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

ア) 被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

イ) 加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、いじめた側もいじめられた側もどちらもよくなかった点があった等の指導はしない。

ウ) 周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

エ) 被害児保護者、加害児保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

◎校長→副校長→全職員のルートで確認事実を周知する。

(2) 組織的対応について(聞き取った後、具体的な方策を話し合う)

①第2次緊急対応会議

【第2次緊急対応会議】具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

指導方針及び指導体制の決定

- 第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- 実際の対応→【対応記録票に記録】
 - ①被害児童への対応班
 - 学年主任、担任、養護教諭、教育相談員
 - ②加害児童への対応班
 - 学年、担任、生活指導主任(教育相談員)
 - ③周辺児童への対応班→学年、副校長
 - ④当該児童保護者への対応班→副校長、生活指導主任(主幹教諭)、学年主任(担任)
 - ⑤加害児童保護者担当班→副校長、担任、教育相談員

◎ 5つの班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

ア 被害児童対応班

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- 保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

イ 加害児童対応班

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取る。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- 自分の長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

ウ 周辺児童対応班

- いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

エ 被害児童保護者対応班

- 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解をもつ。

オ 加害児童保護者担当班

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- 謝罪について相談の上、確認する。

※全て、時系列で、記録を取り、複数で対応することを原則とする。

※完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

5 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

<重大事態と想定されるケース>

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に「学校いじめ防止委員会」の支援と協力を仰ぐ。
- 狛江市いじめ問題対策委員会への協力を要請する。

(2) 校内の連絡と報告体制について

- 校内における連絡・報告体制は、校長→副校長→全職員のルートとし、毎日の打ち合わせ時に事実を周知する。

(3) 重大事態の報告

- 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに狛江市教育委員会に報告する。

(4) 外部機関との連携

- 警察署、児童相談所、狛江市教育研究所と連携を図る。
- 狛江市教育委員会の指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

6 教育相談体制と児童指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- スクールカウンセラー、教育相談員や巡回指導教員の機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、適切な相談を行う。
- スクールカウンセラー、教育相談員や巡回指導員は、必要な場合は本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。（報告窓口：生活指導主任→副校長へ）
- 全員面談を行い、いつでも話しやすい関係を築く。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 和泉小スタンダードに基づき、児童へ統一された指導を行う。
- 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。

- ・職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用する。
- ・事案により、校長、副校長、生活指導主任等から報告する。

7 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 教員研修担当の副校長をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行う。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け広くこまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項を捉え改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 基本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・短期評価→ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
 - ・中期評価→各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取組評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。
また、個人面談や学校評価当で得られた情報を分析して改善する。
 - ・長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善する。

9 いじめ解消に係る判断

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続している。
(最低3ヶ月、重大事態は学校いじめ防止委員会の判断により長期の目安を設定する)
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の観察、保護者からの聞き取り等の情報を参考にする。
- ・児童の内面に語りかけ、いじめ行為が止んでいることを確認する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(3) 新たな別のいじめへと変化していないことを確認する。

10 その他

(1) ゆとりをもち、児童と向き合える時間の創出

- 教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- 取りだし指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 指導力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生活指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。

(3) 第三育成委員会、KoKoAの会、学童保育、放課後クラブ等との連携

- 地域行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を副校長とし、校内の場合と同様に対応する。